

## 明治大学受託研究に関する要綱

2007年3月6日制定

2006年度例規第22号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、明治大学研究・知財戦略機構規程第3条第3号及び第5号の規定に基づき、明治大学（以下「本大学」という。）における受託研究に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、受託研究とは、本大学が民間事業者等学外諸機関（以下「学外機関」という。）から委託を受けて、本大学の教職員が行う研究で、これに要する経費を学外機関が負担する研究をいう。

(受入基準)

**第3条** 受託研究の受入れは、本大学における研究活動の発展及び知的財産の社会への還元に寄与し、かつ、「明治大学社会連携ポリシー（2004年10月26日理事会承認）」に反しない場合に限るものとする。

(申請)

**第4条** 本大学に研究を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、必要事項を記載した所定の申請書を研究・知財戦略機構長（以下「機構長」という。）に提出するものとする。

(決定)

**第5条** 機構長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、受託研究の諾否を決定するとともに、当該研究担当者の所属する学部長又は部署長（以下「所属長」という。）に対し、遅滞なく、その結果を通知しなければならない。

(契約)

**第6条** 受託研究の契約（以下「契約」という。）は、理事長と委託者との間で締結するものとする。ただし、理事長は、契約に関する権限を機構長に委任することができる。

2 締結された契約の内容について重大な変更又は当該契約の更新を行う場合には、機構長を経て、理事長の承認を得なければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、学外機関からの委託による分析、測定、加工、技術指導等の簡易な研究で、研究費が30万円以下の場合には、機構長名による所定の請書を発行することにより、理事長は、契約書の作成を

省略することができる。

(研究費の納入)

**第7条** 委託者は、契約締結後、速やかに、定められた研究費を研究・知財戦略機構に納入しなければならない。

2 いったん納入された研究費は、返還しない。ただし、やむを得ない理由により、理事長の承認を得たときは、当該研究費の全部又は一部を返還することができるものとする。

(管理手数料)

**第8条** 学校法人明治大学(以下「法人」という。)は、原則として、納入された研究費の10パーセントに相当する額を管理手数料として徴収する。

(研究費の支出及び清算)

**第9条** 研究費の支出及び清算は、所定の方法によって行うものとする。

(受託研究の中止)

**第10条** 機構長は、受託研究の実施過程において、特別な理由のために、契約を履行しがたいものと認めたときは、委託者と協議の上、当該受託研究を中止することができる。

2 機構長は、前項の規定により、受託研究を中止したときは、速やかに、中止の理由及びその処置について、理事長及び当該所属長に報告しなければならない。

(研究成果の報告及び公表)

**第11条** 研究担当者は、受託研究の期間終了後、契約に基づき、研究成果について、機構長及び委託者に報告しなければならない。

2 前項の規定により報告された研究成果は、原則として、研究担当者によって、公表されるものとする。ただし、公表の時期については、研究担当者と委託者との協議の上、決定するものとする。

(物件等の帰属)

**第12条** 研究費によって調達され、又は製作された物件等は、契約に別段の定めのない限り、法人に帰属するものとする。

(知的財産権)

**第13条** 契約の履行に伴って生じた知的財産権に係る権利の帰属については、研究・知財戦略機構と委託者との協議の上、決定するものとする。

(事務)

**第14条** この要綱に関する事務は、研究推進部が行う。

(要綱の改廃)

**第15条** この要綱を改廃するときは、研究・知財戦略機構会議の議を経る

ければならない。

**附 則**（２００６年度例規第２２号）

（施行期日）

- 1 この要綱は，２００７年（平成１９年）４月１日から施行する。  
（例規の廃止）
- 2 次に掲げる例規は，廃止する。
  - (1) 研究所の受託研究に関する要綱（１９９４年度例規第４号）
  - (2) 明治大学知的資産センターの受託研究等に関する要綱（２０００年度例規第１１号）

（通達第１５１０号）

**附 則**（２００７年度例規第９号）

この要綱は，２００７年（平成１９年）９月１０日から施行する。

（通達第１５６３号）（注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正）

**附 則**（２００９年度例規第１号）

この要綱は，２００９年（平成２１年）４月１５日から施行し，改正後の規定は，同年４月１日以降の申請から適用する。

（通達第１７９２号）（注 受託研究の諾否に係る決定手続の変更に伴う改正）

**附 則**（２００９年度例規第９号）

この要綱は，２００９年（平成２１年）６月１０日から施行し，改正後の規定は，同年４月２２日から適用する。

（通達第１８０８号）（注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正）